



## INFORMATION

新製品・新刊 etc.

### 公益財団法人どうぶつ基金

#### 奄美大島に猫の無料不妊手術専門病院を8月15日オープン

奄美大島では、7月17日から環境省と地元行政がノネコ3,000頭を駆除する計画を開始した。全国で猫や犬の殺処分ゼロを目指しこれまでに約70,000頭の無料不妊手術を行った公益財団法人どうぶつ基金（理事長佐上邦久先生）では、奄美大島で殺処分ゼロを目指した無料不妊手術を行うボランティア病院の「あまみのさくらねこ病院」を8月15日にオープンした。ノネコの発生源と言われる野良猫1万頭すべてに不妊手術、ワクチン、ノミ駆除を行うことによって、ノネコの発生源を断ち、捕獲、殺処分ゼロを目指す。

アマミノクロウサギなどの希少動物を捕食しているということで、環境省は7月17日から県や地元5市町村を作った「ノネコ管理計画」に基づいてノネコの捕獲を開始。同計画によると駆除数は1年間に約300頭、10年で3,000頭。1週間以内に譲渡先が決まなければ殺処分される（譲渡希望者は「納税証明書、所得証明書、家の見取り図、身分証明書等の提出が義務付けられている）。ノネコの生息数は600～1,000頭と推定されているが、環境省では人の生活圏に棲む1万頭といわれる野良猫が森に入ってノネコになり繁殖し増加するその合計が10年で3,000頭としている。

ノネコの発生源である1万頭の野良猫の不妊手術（TNR）をして繁殖を止めなければ殺処分は未来永劫に続くことになる。つまり徹底したTNRを短期間に行えば、殺処分も大幅に減らすことができる。「ノネコ管理計画」によると地元5市町村も今年度790頭のTNRを予定しているが、それは野良猫の8%に過ぎない。そこでどうぶつ基金では少しでも役立ちたいという思いから、「あまみのさくらねこ病院」をオープンした。同病院では活動に対する寄付とボランティアを募っている。

問合せ：公益財団法人どうぶつ基金 あまみのさくらねこ病院

鹿児島県奄美市名瀬港町24-25

Tel 0797-57-1215 E-mail contact@doubutukikin.or.jp



左よりプロジェクトリーダー 足立萌美先生、院長 山口武雄先生、ボランティア獣医リーダー 斎藤朋子先生

#### ■さくらねこ無料不妊手術のための寄付

<https://www.kifukara.jp/form/doubutukikin/monthly/>

#### ■奄美ボランティア申請フォーム

<https://business.form-mailer.jp/fms/84a0f18691043>

(資料・写真提供：公益財団法人どうぶつ基金)

### 農場 HACCP 認証農場 新たに6農場

公益社団法人中央畜産会は、農場HACCP認証基準に適合しているとして新たに6農場を認証したと発表した。

豚：鹿児島・有限会社仮屋ファーム

豚：茨城・有限会社山野商事

豚：鹿児島・有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷

豚：群馬・利根沼田ドリームファーム株式会社

豚：大分・有限会社中川スワインファーム肥育農場

乳用牛：山形・濱田牧場

### 環境省 動物愛護管理室長に長田 啓氏が就任

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長に長田 啓氏が7月13日に就任した。長田氏は同課の課長補佐で、大臣官房総合政策課政策評価室を併任。前任の則久雅司氏は同日、環境再生・資源循環局参事官に就任した。

### 家畜保健衛生所の試験・検査の信頼性をより高める 法改正

農林水産省では、家畜保健衛生所の試験・検査の信頼性を高めるために、「家畜保健衛生所法施行規則」の改正を行う。改正案は8月14日～27日にパブリックコメントによる意見募集を行った。改正法の施行日は来年4月1日。

近年、家畜保健衛生所での高病原性鳥インフルエンザの診断法が従前に比べより高度な技術を要するものとなっている。また、畜産物の輸出検疫協議の際にも相手国から検査の信頼性が公的に確保されていないと指摘されることもあり、検査担当者の検査技能を高水準で維持する必要が生じている。

そこで、「家畜保健衛生所法施行令」（平成11年政令第417号）に定める家畜保健衛生所が適合すべき基準として、試験および検査の信頼性を確保するために必要な措置がとられることを追加した（2018年8月1日公布、2019年4月1日施行）。そして、今回、省令に委任された事項を規定するため施行規則の改正が行われる。

試験および検査の信頼性を確保するために必要な措置として以下のことが定められる。

- ① 試験および検査（以下「試験等」という）に関する標準作業書を作成し、実施状況の確認と内部点検を実施すること。
- ② 精度管理（試験等に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと）の方法を記載した文書を作成し、実施すること。
- ③ 外部精度管理調査（農林水産大臣が適当と認める者が行う精度管理に関する調査）を定期的に受けるための計画を作成し、定期的に実施すること。
- ④ ①～③の結果の記録を作成するとともにこれに従い、試験等の事務について速やかに改善措置を実施すること。
- ⑤ 試験等の事務が標準作業書から逸脱した場合に、内容を評価し、必要な措置を講ずること。